

時間延長保育のご案内

社会福祉法人 光久福祉会

みどり保育園

就労形態の多様化や通勤時間の増加、残業などにより午後7時00分（土曜日を除く）までに お子さんを迎えに来られない場合について、午後8時00分までお預かりする時間延長保育を実施しています。

・利用できる方

保護者の就労時間、通勤時間の増加、急な残業、その他緊急やむを得ない事由により、午後7時00分を越えて保育時間の延長が必要であるとされる児童。

・利用時間

最長午後8時00分まで。

・利用するには

利用を始めるまでに保育園に用意しています「時間延長保育申請書」を園に提出して下さい。また、緊急やむを得ない場合も時間延長保育利用後に同様の申請書を提出して下さい。

・利用料

午後7時00分～午後8時00分	金額
児童1人1日当たり (日額)	200円

※利用料は翌月の指定する日までに保育園所定の納入袋によりお支払いください。

・その他

- ① 急な残業その他緊急やむを得ない事由が生じた方は、当日保育園へ申し出てください。
- ② 当日、お子さんの健康がすぐれない場合は、利用をお断りすることがあります。